

保護者以外の方が同伴する場合の同意書

定期予防接種は、原則として保護者の同伴が必要です。しかし、やむを得ず保護者の同伴ができない場合、同意書をお持ちの上、お子さん（被接種者）の健康状態を普段から熟知している親族等（例：祖父母など）の同伴により、接種を受けることが可能です。

同 意 書

予防接種を受けるに当たって、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、保護者が同伴しないで、子（被接種者）に接種することに同意します。

なお、本同意書がさいたま市に提出されることに同意します。

令和 年 月 日

被接種者氏名 _____

保護者氏名(自署) _____

住 所 さいたま市 区 _____

緊 急 連 絡 先 _____

代理人氏名（自署） _____ 被接種者との続柄〔 _____ 〕

【接種日当日の注意】

- 保護者が署名した予診票と同意書を持参し、接種医療機関へ提出してください。予診票と同意書のどちらか一方でも保護者の署名がない場合は、満16歳未満の方は保護者の同伴なしでの接種は受けられません。
- 個人番号カード、健康保険証等のお子さんが市民であることが確認できる書類を持参してください。
- 保護者が接種を受けさせると希望していた場合でも、お子さんがその場で拒否した場合や、医師が接種を受けるのに不適当な状態と判断した場合には、接種を行わないことがあります。